

30環総政第873号
平成31年4月9日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池百合子

記

第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京二十三区清掃一部事務組合
代表者：管理者 西川 太一郎
所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業
種 類：廃棄物処理施設の設置
- 3 対象事業の位置
東京都江東区青海二丁目地先

第2 意 見

【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺の交通量は、周辺の開発による影響を受けると考えられることから、予測・評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を環境影響評価書案において詳細に記載すること。

【景観】

計画地周辺では、海の森水上競技場及び海の森公園が整備中であることから、これらの整備状況を考慮し必要に応じて調査地点を追加するとともに、眺望の変化の程度について予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長等の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。